

－ 補足資料や進んだ学習項目 －

社会保険料や源泉所得税・住民税の会計処理【初級】

対象： **初級**

『コンピュータ会計 初級テキスト』では、段階的に学ぶために社会保険料や源泉所得税の学習項目について詳しく説明していません。そこで、学習支援コンテンツとして補足資料を用意しました。

社会保険制度は、「社会保険」と「労働保険」に分類することができます。この学習支援コンテンツでは、「社会保険」の基本知識と会計処理を学び、「労働保険」は基本テキストの学習項目として取りあげています。

また、源泉徴収制度についても進んだ学習項目としてこの資料で基本的な知識を学んでください。

目次

1. 社会保険制度の概要	1
2. 社会保険料の基礎知識と徴収・納付	2
3. 社会保険料の会計処理について	2
【事例】	
4. 源泉徴収制度の概要と住民税の特別徴収(天引き)	4
5. 源泉所得税と住民税の会計処理	5
【事例】	

1. 社会保険制度の概要

社会保険制度（広義）は、狭い範囲の意味で使用する「社会保険」と「労働保険」に分類することができます。狭い意味で使用する「社会保険」には、私たちが暮らしていく中で、病気で入院したり、老後の生活に備えるために働いている人々が収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っていく保険制度があります。

日本では、「国民皆保険」「国民皆年金」の制度によって、一人ひとりが何らかの医療保険制度や年金保険制度に加入することになっています。そして、医療保険と密接に関連する「介護保険制度」があります。

健康保険は、従業員やその家族が業務とは関係のない理由で病気やけがをした場合に治療費等の負担を軽減するための保険制度です。介護保険は、寝たきりなどで介護が必要になった時に介護費用などを軽減するための保険です。

また、厚生年金保険は、従業員が老年となり働けなくなった時などに、老後の生活の安定を図ることがその目的です。

これらの保険は会社単位で保険制度に加入することになっており、株式会社などの法人事業所は、必ず加入することが義務づけられており、企業（団体）に勤めている人が対象になります。

一方、企業に勤めていない人、たとえば、自営業、農林水産業、医師、建築請負業、そして、会社を退職した人などが加入する保険制度には「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」、そして「国民年金保険」があります。

なお、「労働保険」には「雇用保険」と「労働者災害補償保険」（労災保険）があり、基本テキストで取りあげています。

2. 社会保険料の基礎知識と徴収・納付

健康保険料(介護保険料を含む)と厚生年金保険料は、支給される給与と賞与の金額に応じて算定され、事業主(会社)と被保険者(従業員)が折半で負担します。被保険者(従業員)の負担分は、毎月の給与及び賞与から天引きして事業主が預かり、事業主負担分とまとめて年金事務所等に納付します。なお、介護保険料は、40歳から64歳まで健康保険料とともに給与から差し引かれます。

毎月20日前後に年金事務所から前月分の保険料が記載された「納入告知書」が送付されます。この「納入告知書」に記載されている保険料は、事業主(会社)と従業員が2分の1ずつ負担するので、従業員の給料から控除した額と事業主負担額の合計額です。

「納入告知書」には、児童手当法にもとづいて政府(国)が児童手当や児童育成事業の財源の一部を厚生年金に加入している事業主(会社)から徴収する金額が記載されており、子ども・子育て拠出金と呼ばれます。

3. 社会保険料の会計処理について

健康保険料(介護保険料を含む)と厚生年金保険料は、すでに説明したように事業主(会社)と被保険者(従業員)が折半で負担します。被保険者(従業員)の負担分を事業主が預かるタイミングは、毎月の給与及び賞与から天引きします。

毎月の事業主(会社)負担分は、月末に「法定福利費」勘定の借方と「未払金」勘定の貸方に計上して処理する場合があります。

では、なぜ「法定福利費」勘定の借方と「未払金」勘定の貸方に計上するのでしょうか。社会保険の事業主(会社)負担分は、費用として認められており、「法定福利費」勘定の借方に費用計上します。

毎月20日前後に年金事務所から届く「納入告知書」に記載されている保険料は、前月分の金額が記載されており、それを当月末日までに納付することになります。

事業主(会社)負担分の納付時の会計処理は、前月末に事業主(会社)負担分を法定福利勘定の借方と未払金勘定(補助科目:社会保険料)の貸方に入力してあることを前提に、当月末日の納付日にその未払金を消し込む処理になります。

一方、従業員が負担する保険料の徴収は、保険料の納付日に一番近い給与支給(日)から控除する場合(翌月徴収)が多いです。たとえば、4月分の保険料を5月に支払われる給与から控除し、それを当月末日までに納付することになります。

つまり、各月末の保険料の納付額は、前月分の保険料であり、従業員の給料から控除した預り額と事業主負担額の合計、そして、事業主が負担する「子ども・子育て拠出金」を加算した金額を事業主がまとめて年金事務所等に納付します。

次の資料により、給与支払日と社会保険料の納付日、そして、月末の会計処理を考えてみましょう。

【事例】

① 4月16日に届いた保険料納入告知額・領収済額通知書です。(銀行引落)

保険料納入告知額・領収済額通知書					
<p>あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。</p> <p>なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)までに振替えされるようお願いします。</p>			<p>下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。</p>		
事業所整理番号	××××××	事業所番号	××××××		
納付目的年月	令和○年3月	納付期限	令和○年4月30日		
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
134,384円	249,838円	1,584円			
合 計 額			385,806円		
<p>令和○年 4月 16日</p> <p>歳入徴収官 新宿年金事務所長</p>			<p>新宿区弥生町1-11-11 株式会社 ラフィオーレ 殿</p>		

	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	社会保険料合計
被保険者負担分	¥61,200	¥5,992	¥124,919	—	¥192,111
事業主負担分	¥61,200	¥5,992	¥124,919	¥1,584	¥193,695
合 計	¥122,400	¥11,984	¥249,838	¥1,584	¥385,806

※納入告知書とともに前月分の保険料領収通知書も届きます。

② 4月25日の給与支給日に従業員(被保険者)の負担分を給与から天引きして事業主が預かります。

給与支払合計額： ¥1,497,930

健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料の控除合計額： ¥192,111

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
給料手当	1,497,930	現金 (または普通預金)	1,497,930	4月分給与手当
現金 (または普通預金)	192,111	預り金 社会保険料	192,111	社会保険料預り金 (3月分)

- ③ 4月30日 4月16日に届いた保険料納入告知書にもとづいて、赤坂銀行の普通預金口座から振り替えられました。

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
預り金 社会保険料	192,111	普通預金 赤坂銀行	192,111	社会保険料預り金 (3月分)
未払金 社会保険料	193,695	普通預金 赤坂銀行	193,695	3月分社会保険料 事業主負担分

※3月31日に、次の通り3月分の事業主負担分を法定福利費勘定に計上していることを前提としています。(3/31)

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
法定福利費	193,695	未払金 社会保険料	193,695	3月分社会保険料 事業主負担分

- ④ 4月30日 4月分の事業主負担分の保険料と子ども子育て拠出金を「未払金」勘定に計上しました。

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
法定福利費	193,695	未払金 社会保険料	193,695	4月分社会保険料 事業主負担分

4. 源泉徴収制度の概要と住民税の特別徴収(天引き)

人を雇って給与を支払う場合には、支払う際に一定額の所得税を天引きすることになっています。預かった所得税は、従業員(納税者)に代わって翌月の10日までに税務署へ納付しなければなりません。これを源泉徴収制度といいます。

また、地方税法の規定では、原則として所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を給与から天引きして、納付する義務を負います。これを特別徴収といいます。

なお、特別徴収とは、源泉所得税の徴収方法に準じ、年税額を12回に分けて、通常その年の6月から翌年5月まで、毎月、給与を支払う際に徴収する方法です。

5. 源泉所得税と住民税の会計処理

給与から天引きした所得税と住民税は、翌月10日に納付するまでの間、預り金として処理します。そして、納付時には反対仕訳にて消し込む処理を行います。

次の資料により、給与支払日と所得税・住民税の納付日の会計処理を考えてみましょう。

【事例】

① 4月25日 給与から所得税と住民税を徴収した。

控除額：所得税 ￥40,670 住民税 ￥51,700

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
現金 (または普通預金)	40,670	預り金 源泉所得税	40,670	源泉所得税
現金 (または普通預金)	51,700	預り金 住民税	51,700	住民税

② 5月10日 源泉所得税と住民税を納付した。

借方勘定 / 補助	借方金額	貸方勘定 / 補助	貸方金額	摘要
預り金 源泉所得税	40,670	現金 (または普通預金)	40,670	源泉所得税納付
預り金 住民税	51,700	現金 (または普通預金)	51,700	住民税納付